

国民健康保険証をお持ちの皆さん

「新型コロナウイルス感染症の影響により

3割以上収入減少がある

などの要件があてはまれば、

国民健康保険税(料)が

減免されます！

※ ただし、申請が必要です。

厚労省から出された国民健康保険税(料)減免の基準例



新型コロナウイルス感染症の影響により主・生計者の、事業収入・給与収入等の3割以上の減少が認められるとき。



新型コロナウイルス感染症より、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った世帯。

例えば、今年の収入がコロナの影響で前年より3割以上減少する場合で、

前年の合計所得

300万円以下であるとき



減額又は免除の割合

全額減免

400万円以下であるとき



8割減免

具体的な該当要件は、各自治体で決められます。

まずは、**お住まいの役所に電話でお尋ねください。**

「新型コロナウイルス感染症の影響により3割以上の収入減少がある」

などの要件があてはまれば、

国民健康保険税(料)が 減免されます!!

※ただし、申請が必要です。

厚労省から出された国民健康保険税(料)減免の基準例



新型コロナウイルス感染症の影響により主・生計者の、事業収入・給与収入等の3割以上の減少が認められるとき。



新型コロナウイルス感染症より、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った世帯。

具体的な該当要件は、各自治体で決められます。
まずは、**お住まいの役所に電話でお尋ねください。**